

ペット防災マルシェ委託業務仕様書

1 委託事業名

ペット防災マルシェ委託業務

2 事業目的

飼い主がペットと共に安全に避難（以下「ペット同行避難」という。）し、「逃げ遅れゼロ」が実現できるよう、「災害時に人とペットが共生できる愛知」を目指し、愛知県（以下「県」という。）は 2024 年度から毎年、ペット同行避難の啓発事業としてペット防災マルシェを開催しており、啓発イベントを県内広く、継続的に実施する必要性がある。今年度も、県内において、ペット同行避難に関する啓発イベントを実施する。

3 行事の概要

（1）主催

愛知県

（2）行事名

ペット防災マルシェ

（3）日時

2026 年度の土休日のうち 1 日以上 午前 10 時から午後 4 時までを基本とする

（4）会場

愛知県内

※具体的な会場及び開催日は、提案内容を踏まえ、県と調整の上決定する。

4 本事業全般に係る事項

（1） ペット同行避難の啓発内容は主に以下の項目とする。

ア ペットの避難のためだけでなく、人の避難のためであること

災害発生時に避難所へペットを連れて避難することができなければ、飼い主が避難をためらい、飼い主やその関係者が危険に晒される可能性がある。

イ 災害時のペットの取扱いは、原則飼い主の責任であること

しつけ、非常時の持ち出し品、ペットの預け先の確保等は、飼い主が普段から心がけておくべき事項である。避難所でペットを受け入れるための最低限の取組は飼い主の責任である。

ウ ペットの飼養の有無にかかわらず、全ての県民が対象であること

避難所へのペット同行避難の実現には、飼い主のみではなく、ペットを飼っていない方の理解が必須である。避難所には多種多様な方々が避難してくるため、全ての県民に対して避難所へペットを受け入れることへの意義について周知・啓発する必要がある。

（2） 「人とペットの災害対策ガイドライン」（H30 年 3 月環境省発行）(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf) の理解に努めたうえで業務を行うこと。

（3） 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

(4) 本業務の実施に必要な費用は、全て委託料に含めるものとする。

5 委託業務の内容

(1) 業務計画の策定

受託者は、業務の着手に当たって業務全体の進め方を県防災安全局担当者と調整し、業務内容の詳細、スケジュール、業務実施体制等を記載した業務実施計画書を速やかに作成し、県防災安全局担当者に提出すること。なお、本資料への記載が必要と考えられる内容は、以下のとおり。

ア 基本事項

- ・開催概要
- ・会場図（全体図及び構成図）
- ・設備等に関する資料（設備等の利用案内等）
- ・ブース一覧
- ・開催日スケジュール
- ・出展者等一覧
- ・連絡先一覧 等

イ 運営詳細

- ・全体組織図
- ・運営マニュアル
- ・搬入計画（搬入動線入） 等
- ・その他開催中に有用な資料・情報

(2) 基本方針・目標

ア 主に動物の飼い主に対して啓発を行うこと。併せて、ペットを飼っていない方に対しても積極的に啓発を行うこと。

イ 主な啓発対象はファミリー層及びシニア層とする。

ウ 啓発人数は1日当たり200人を目標とする。なお、来場者数、ノベルティ配布数、アンケート回収数等の指標も参考とすること。

(3) 実施形式

本業務は、以下のいずれの形式でも可とし、最も高い啓発効果が見込まれる方法を提案すること。

ア 単独イベントとして開催する方法

イ 既存イベント（ペット関連イベント等）へ出展する方法

※本仕様書における「出展」とは、展示ブースの設置及び運営をいう。

(4) 条件

ア 出展等は動物愛護の啓発イベント若しくは日頃から飼い主が利用すると思われる店舗や企業の参加が多く見込まれるイベント（ペット用品展など）等、高い啓発効果が見込まれるイベントとすること。

イ 出展等は県内で行うものとし、地域住民が広く集まるものとする。

ウ 出展等の時期や内容については、県防災安全局担当者と調整すること。

(5) 企画・展示内容

次のアを実施することを必須とする。また、可能な限りイについても実施し、さらに、ペット同行避難の啓発に効果的なPRができる方法も加えること。なお、実際の展示等の内容について、広さや展示環境によりア及びイのいずれも実施ができない場合は県防災安全局担当者と協議の上、実施内容を決定すること。

ア ポスターパネルの展示及びのぼり旗の掲示

- ・ 県が作成したペット同行避難啓発のポスターパネル及びのぼり旗を貸与するので、展示及び掲示すること。

イ ノベルティの配布

- ・ うちわやクリアファイルなど、日常生活で使用されるノベルティを作製し、配布すること。
- ・ ノベルティには必要に応じて文字や図絵等を用いて、ペット同行避難の啓発に効果的な内容をデザインし、作製すること。なお、数量は啓発人数に不足のないようにすることとし、ノベルティの具体的な内容及び数量については、県防災安全局担当者と調整の上、作製・納品すること。
- ・ ノベルティは来場者にとって魅力的な物品となるよう、創意工夫すること。

(6) 準備業務

ア 「5（1）実施計画書」に基づき、県防災安全局担当者と調整を行い、事業の具体化、実施に向けた準備業務を行い、関係機関等との連絡調整に関する業務を行うこと。

イ 実施計画書に基づき、業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行させること。

ウ 事業の実施に当たり、出展等に際して施設管理者等へ申し込み等が必要な場合、申請書類を県防災安全局担当者と調整のうえ、遅滞なく提出すること。

エ 当日想定される緊急時に対応するため、緊急時の体制及び連絡網の整理、スタッフへの周知徹底を行うこと。

(7) 行展会場の設営及び撤去

ア 実施計画書に基づき、会場設営、機材・備品等の搬入・設置・調整、装飾物の設置、会場管理及び付随する業務を行うこと

イ イベント主催者から支給されるもの以外の必要な機材一式は、受託者で準備すること。

ウ 会場の設営は、会場の営業に支障が無いように配慮すること。

エ 来場者の事故や怪我を防止するため、安全確保に十分配慮した会場構成とすること。

オ 各ブース等から発生するゴミに対応可能な数のゴミ箱を設置するとともに、ゴミの清掃を行うことにより、環境美化に努めること。また、会場の設営及び撤去、開催期間中に発生したゴミについては受託者において処理すること。

カ 会場の設営及び撤去にあたっては、時期や資材搬入方法及び設置方法等について、会場及び各関係機関と十分に調整を図ること。

キ ブース等には、団体名等を記載した看板を設置すること。

(8) 運営管理

- ア 実施計画書に基づき、管理運営業務に必要な全ての措置を講じ、安全かつ適正に運営及び会場管理業務等を行うこと。
- イ 運営等に必要なスタッフは受託者で確保するとともに、県防災安全局担当者と協力し、効果的なイベントの実施体制を構築すること。
- ウ 出展等の運営管理については、「5（5） 企画・展示内容」を実施する他、トラブル対応、スタッフ等の指導・管理等を行うこと。
- エ 緊急時において、施設管理者や関係機関等と連携し、迅速に対応を行うこと。
- オ 必要に応じて雨天時の対策を講じること。
- カ 実施状況などの記録写真の撮影を行うこと。
- キ 安全管理に万全を期すこと。なお、万が一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県防災安全局担当者へ報告すること。イベントスタッフは、県が支給するスタッフジャンパーを着用すること。

6 雨天時の対応について

- （１） 雨天においても実施できるよう適切な対策を施すこと。その他、可能な限り雨天時の対策を図ること。
- （２） 晴天時のプランとするか、雨天時のプランとするかは、会場設営の段階で、受託者と協議の上、県が決定する。

7 留意事項

- （１） 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、傷害、損害等に備えて各種保険に加入すること（受託者、主催者又は展示物の提供者が既に参加している保険で対応できる場合は新規加入を求めない）。
- （２） 委託業務の遂行に当たっては、県と緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- （３） 経過については、県防災安全局担当者に随時報告すること。
- （４） 業務の実施に当たって疑義が生じた場合、または業務遂行上の重要事項の判断に当たっては、県防災安全局担当者と十分調整の上、その指示又は承認を受けること。
- （５） その他定めのない事項については、その都度、県防災安全局担当者と協議の上処理すること。
- （６） 実施する業務については、状況の変化により業務内容等に変更があり得るものであることから、変更が生じた場合は、予算の範囲内での実施について、県防災安全局担当者と協議すること。

8 成果物

受託者は業務完了に伴い、以下の通り報告書を Portable Document Format 形式及び、Word、Excel、PowerPoint など、Microsoft 365 による編集が可能なファイル形式により提出すること。

（１）提出書類

- ア 実績報告書
- イ 記録写真及び関連データ等 一式

ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 一式

(2) 提出期限

2027 年 3 月 12 日 (金)

(3) 提出場所

愛知県防災安全局防災部災害対策課

9 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、県防災安全局担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 行事の開催については、地域の環境へ配慮すること。
- (4) 個人情報を取り扱う場合は、法令を遵守し、特に細心の注意を払うこと。